

令和6年5月28日

〒530-0003
大阪市北区堂島1-1-25 新山本ビル9階
森岡・山本・韓法律事務所
株式会社トータルマリアージュサポート 代理人
弁護士 森岡久晃 先生
弁護士 鷲山将英 先生

〒850-0876
長崎市賑町5番24号 向ビル201
電話：095-895-8520 FAX：095-895-8521
【毎週火・水・木曜日（祝日を除く）10:30～13:30】
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき
理事長 福崎博孝
(申入担当者 弁護士 今井悠人)
(電話 095-895-5958)



ご 連 絡

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴職らにおかれては、当法人からの申入れに対し、真摯にご対応くださいますことありがとうございます。ただ、貴職らから受領した令和6年3月5日付連絡状記載の内容については、当法人において承服いたしかねる点もございますので、以下のとおり当法人の見解をご連絡いたします。

1 婚活パーティーのキャンセル料について

顧客が外部サイトであるオミカレを利用して予約した場合に株式会社トータルマリアージュサポート（以下「貴社」といいます。）がオミカレに対して支払う手数料の負担については、オミカレを利用した予約については妥当する余地があり得ますが、貴社のウェブサイトからの直接の予約については当てはまらないと考えられます。貴社のウェブサイトに掲載されたキャンセル料規定は、貴社のウェブサイトからの直接の申込みに対して（も）適用されるものですので、オミカレを通じた予約の場合のキャンセル料と貴社のウェブサイトからの直接の申込みの場合のキャンセル料とを区別して記載するなどの措置が適切であると考えます。

参加人数の確保、男女のバランスについてですが、貴社のウェブサイト上の利用規約に「イベント開催時刻の2時間前の時点で、下記の予約人数を下回る場合」にはイベントの開催を中止する旨の記載があることから、キャンセル料の発生することとなる時点（パーティー開催7日前の20:00）では開催不能かどうかは確定しないと考えられます。以前にも指摘したとおり、キャンセルが発生したとしても、その後の参加申込みによりキャンセル分を埋め合わせることができる可能性があるため、キャンセルによって直ちにイベントが開催中止となり貴社に損失が発生するわけではないと考えます。

また、貴職らのご主張を受けてもなお、キャンセル料が予約時のイベント料金の金額を上回ることを許容することは困難であると考えます。貴職らは、損失額が高額化する理由の一つとして、1名のキャンセルによって男女比が崩れて複数名の異性の参加者に対して返金を行わざるを得なくなった例などを挙げていますが、男女のバランスが確保できなかったのはキャンセルのみが原因ではなく、異性の参加者が同性の参加者に比べて偶然多数であったことや、その後の同性からの参加申込みがなかったことなどにも起因しているため、複数の参加者に対する多額の返金を全てキャンセルした申込者にのみ帰責することは相当でないと考えます。

2 アフターフォローサービス、事務手数料、振込手数料の支払義務の免除及び参加者に帰責事由がある場合の限定について

いずれも貴職らのご主張を承知しました。前向きにご対応いただけたことに感謝申し上げます。

敬具